

浦添市養育支援訪問事業支援員派遣業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

浦 添 市 長 松 本 哲 治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契 約 件 名	浦添市養育支援訪問事業支援員派遣業務委託
2 契 約 内 容	養育が困難になっている家庭に対してヘルパー等を派遣し、家事支援や育児支援を行う。 契約期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
3 契約の相手方の決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選定基準	(1)地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2)本業務に対応派遣できる体制を整えており、有資格支援員を備えていること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4)母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第6条により、母子・父子福祉団体等の発注機会の増大への配慮が規定されており、本事業を委託することが同法の目的となること。
5 申請方法	見積書提出による。
6 契約担当課	こども家庭課 電話番号 098-876-1234（内線 7327）